

令和8年1月9日

松阪記者クラブ加盟各社

大台町総務課

職員の道路交通法違反（酒気帯び運転）について

本町職員が、道路交通法違反（酒気帯び運転）で検挙されていたことが判明しましたので公表いたします。

1. 該当職員

- ・職員の所属：本庁勤務
- ・職員の職位：課長級
- ・職員の年齢等：50歳代・男性

2. 事案の概要

該当職員は、令和7年8月22日（金曜日）午後8時頃から午前0時頃にかけて、松阪市内の飲食店Aで生ビール中ジョッキ1杯、焼酎水割り3合、飲食店Bで焼酎水割り5杯を飲んだ後、コインパーキングに駐車していた自家用車内で睡眠をとりました。

翌8月23日（土曜日）午前5時30分頃、自家用車をコインパーキングから出庫した後、自宅へ移動していたところ、約130m走行した地点において警察官に呼び止められアルコール呼気検査の結果、基準値（0.15 mg/L）を超えるアルコールが検出されたため、酒気帯び運転で検挙されました。

その後、10月29日（水曜日）付で、松阪簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受け、12月17日（水曜日）付で、三重県公安委員会から90日間の運転免許停止の処分を受けました。

なお、酒気帯び運転を行った事実について、上司への報告を怠っていましたが、町が外部からの指摘を受け12月22日（月曜日）付で総務課から発出した「交通事故及び違反等の報告徹底について」の通知を受け、本人が上司に申し出たものです。

3. 町長コメント

このたび、本町職員による酒気帯び運転事案が発生したことにより、町民の皆様の町に対する信頼を大きく損ねる結果となり、心からお詫びを申し上げます。

社会全体で飲酒運転の撲滅に取り組んでいる中、法令を遵守し、全体の奉仕者として町民の皆様の負託に応える立場にある職員が、酒気帯び運転を行ったことは、到底容認できるものではなく、引き続き組織を挙げて綱紀粛正の徹底を図っていく所存であります。

こうした事態が二度と起こらないよう、職員一人ひとりが、この事態を重く受け止め、公務の内外を問わず公務員であることを自覚し、服務規律の確保、綱紀粛正の徹底に努めるとともに、町民の皆様の信頼回復に向け、全職員が一丸となって職務に精励してまいります。

4. その他

該当職員に対する処分につきましては、事実関係を詳細に調査・確認したうえで、厳正に対処いたします。

5. 問合せ先

大台町総務課 課長 西 保則
TEL:0598-82-3781 FAX:0598-82-1618